

令和5年度 上島町立保育所 継続手続きおよび入所申込みのご案内 保育所入所基準

児童と同居の保護者が昼間家庭で
保育ができない次のいずれかの場合



- | | |
|----------------|--|
| 1労働 | 保護者が家庭外または家庭内で児童と離れて仕事をしている |
| 2妊娠・出産 | 保護者が妊娠中か、または出産後間もない |
| 3疾病・障害等 | 保護者が疾病にかかるか、もしくは負傷している、または身体あるいは精神に障がいがある |
| 4病人の看護等 | 家庭に長期にわたる病人・心身に障がいのある人がいるため、保護者がいつもその看護にあたっている |
| 5家庭の災害 | 火災・風水害・地震等の災害復旧を行なっている |
| 6求職活動 | 保護者が継続的に求職活動をしている |
| 7就学 | 保護者が就学している |
| 8社会的擁護 | 児童虐待または配偶者からの暴力等を受けている |
| 9育児休業 | 育児休業をする際に、すでに入所している児童がおり、心身の発達上、引き続き利用する必要がある |

●問い合わせ

弓削住民課 ☎77-2503 生名町民生活課 ☎76-3000
岩城町民生活課 ☎75-2500 魚島町民生活課 ☎78-0011

令和5年度の保育所の継続手続きおよび入所申込みの受け付けを次のとおり行いますので、令和5年4月1日から保育所の入所(継続を含む)を希望される方は、所定の申請書に必要事項を記入のうえ、下記要領でお申し込みください。



- 《申込期間》 12月1日(木)～15日(木) 8:30～17:15 ※土日祝日除く。
- 《対象年齢》 6ヶ月～就学前
- 《申込場所》 上島町各総合支所住民課・町民生活課
または保育所

《必要書類》

- ①教育・保育給付認定申請書兼入所(園)申込書
※マイナンバー(個人番号)の記入が必要です。
- ②家庭において児童を保育することができないことを証明する書類(雇用証明書、就労状況確認書等)
※保育必要量:標準時間(1ヶ月就労時間120時間以上)に認定された場合は、どちらか選択できますが、短時間(1ヶ月就労時間64時間以上120時間未満)に認定された場合は、短時間しか選択できません。
- ③印鑑
※継続の方は書類を保育所から配布します。
- ※新規の方は、①②の用紙を各総合支所住民課・町民生活課で受け取り、お申し込みください。
- ※令和4年1月1日に住所が上島町にない方は、マイナンバーで住民税を確認することができます。(未申告の場合は確認できない場合があります。)マイナンバーを提出されない場合は、前住所地の令和3年度所得課税証明書(父と母)が必要です。
- ※住民税が未申告の場合、保育料の算定ができませんので、必ず申告をお願いします。

第74回人権週間のお知らせ

12月4日(日)から12月10日(土)までは、「第74回人権週間」です。

松山地方事務局および愛媛県人権擁護委員連合会では、「誰かのことじゃない。」を啓発活動重点目標とし、人権尊重思想の普及高揚を図っています。

この機会に、人権意識を高め、相手の気持ちを考え、違いを認め合う心を育てましょう。

人権問題でお困りの方は、みんなの人権110番(☎0570-003110)までご相談ください。

●問い合わせ

松山地方事務局
☎089-9321088



スマートフォンでの所得税等の申告書等作成・e-Taxがますます便利に

【確定申告書は、スマホやパソコンで作成できます】

●スマホやパソコンで国税庁ホームページ(確定申告書等作成コーナー)にアクセスすれば、画面の案内に沿って入力するだけで申告書が作成できます。

●作成した申告書はそのままe-Taxを利用して送信できるほか、印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。

① e-Taxをご利用になる場合は、マイナンバーカードかID・パスワードが必要となります。

② マイナンバーカードを使ってe-Taxをする場合は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォンまたはICカードリーダーが必要

です。

③ ID・パスワードは、税務署で職員による本人確認を行った後に発行します(申告されるご本人が運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください)。

なお、ID・パスワード方式は

暫定的な対応ですので、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。



確定申告書等作成コーナーはこちら!



マイナンバーカード読取対応端末の一覧はこちら!

【青色申告決算書・収支内訳書がスマホで作成可能に】

●令和5年1月から青色申告決算書・収支内訳書がスマホで作成可能になります。

【確定申告書の作成・提出方法は動画でチェック】

●確定申告書等作成コーナーを利用した入力方法などの動画(YouTube「国税庁動画チャンネル」)をご案内しています。



動画へのアクセスはこちら!



国税庁動画チャンネル NTA .ch
YouTubeで見てみよう!

問い合わせ 今治税務署

☎0898-3216100

若年者対象「合同企業説明会」のご案内

1.日 時 12月7日(水) 14:00～17:00
(受付開始13:30～)

2.場 所 松山市総合コミュニティセンター1F
企画展示ホール 松山市市湊町7丁目5番地

3.内 容 参加企業(25社予定)は、若年者採用予定のある企業が参加。参加企業は決定次第、「わくわくワーク愛媛ホームページ」に掲載いたします。

4.対 象 (1) 愛媛県内の企業への就職を希望する概ね35歳未満の若年者
(2) 2023年3月大学、短大、高専、専修学校等卒業予定者

(3) 2020年3月以降大学、短大、高専、専修学校等卒業生(既卒者)※2023年3月高等学校卒業予定者、上記卒業年次以外の大学生は除く

(4) (1)・(2)・(3)の保護者※見学を可能とします。

5.その他 参加無料・予約不要・服装自由・履歴書不要

●申込・問い合わせ

若年者地域連携事業事務局(愛媛労働局委託事業)



＜受託企業＞
株式会社 東京リーガルマインド松山支社
☎070-1746-5333
✉ ehime-jakunen@lec-jp.com